

整理番号 10-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証 No. 902 領収日 R5年10月1日

成迫 健児 様

品名	部数	金額	合計
大分合同新聞	1	3,500	3,500 円

23年9月分
上記金額領収致しました。

銀行自動振込でございます。

大分合同新聞 佐伯堅田プレスセンター
加藤泰広
TEL 24-2630 郵政(佐伯堅田区)普通郵便

本領収書に書かれた内容が
の本人情報は、当プレスセン
ター(取扱店)において適切に
管理し、新聞等の配達・集
配、ラリパリー、プレスセン
ターからの各種連絡、期
満・滞り等々のために必要
と認められているものと
させていただきます。

毎度ご愛読ありがとうございます。

事業名、用途及び内容等

定期購読料
9月分(大分合同新聞)
対象経費 (3,500 円) - (0) =

3,500 円

あん分による充当の場合




あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額(3,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	10-2													
領収書その他の証拠書類の添付欄		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">NTTファイナンス株式会社 払込受領証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0;"> <tr> <td style="padding: 2px;">お客様名</td> <td>成迫 健児 様</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">お客様番号</td> <td>4910-1710-60230</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">請求年月</td> <td>2023年 8月分</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ご請求金額</td> <td>¥7,322-</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin: 5px 0;">上記の金額を受領いたしました。 ※金額を訂正したものと及び、取扱日付印のないものは無効です。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">NTTファイナンス株式会社</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px; vertical-align: middle;">収入印紙貼付欄</td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 2px;">  </td> <td style="width: 30%; padding: 2px; vertical-align: middle;">領収日付印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">(お客様控)</p> </div>		お客様名	成迫 健児 様	お客様番号	4910-1710-60230	請求年月	2023年 8月分	ご請求金額	¥7,322-	収入印紙貼付欄		領収日付印
お客様名	成迫 健児 様													
お客様番号	4910-1710-60230													
請求年月	2023年 8月分													
ご請求金額	¥7,322-													
収入印紙貼付欄		領収日付印												
事業名、使途及び内容等														
事務所電話料 8月分														
対象経費	(7,299 円)	- (0) =	7,299 円											
あん分による充当の場合														
あん分の率 (0.50000)														
あん分による政務活動費の支出額 (3,649 円)														
一部のみ打切り充当した場合														
政務活動費の支出額		() 円												

整理番号 10-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

2015年10月16日

成迫健児 殿

金	千	百	十	万	千	百	十	円
			7	13	2	0	0	

収入
印紙

但し 名刺代

(内消費税10% ¥ 1,200)

上記金額正に領収致しました

内 訳	
現金	¥
小切手	¥
手形	¥
相殺	¥
合計	¥

(有)勉強堂美術精版社

代表取締役 高瀬 彌子

大分県佐伯市船頭町2番52号

TEL (0972) 22-1324

FAX (0972) 22-5298

登録番号 T5320002017229

取扱者印
認
印

事業名、用途及び内容等

名刺代
名刺購入代

対象経費 (13,200 円) - (0) = 13,200 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (6,600 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 10-4

領収書その他の証拠書類の添付欄

〒 876-0844
佐伯市向島1丁目5番34号

佐上水 第 528 号
令和 5 年 12 月 13 日

成道健児 事務所 御中

佐伯市長 田中 利明



上下水道料金の充当について (通知)

平素より佐伯市水道事業にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、お客様にご利用いただいております上下水道料金につきまして、下記のとおり還付金が発生し、料金に充てさせていただきましたのでお知らせいたします。
何かご不明な点などございましたら、下記までご連絡ください。

記

お客様番号	00 - 029494 - 004		
給水先住所	佐伯市向島1丁目5番34号		
還付理由	重複納入等による還付		
上下水道料金	令和 5 年 9 月分	合計額	1,470 円 ①
納入履歴 (1)	入金日 令和 5 年 10 月 16 日		1,470 円 ②
1 納入履歴 (2)	入金日 令和 5 年 11 月 6 日		1,470 円 ③
	納入合計額 (② + ③)		2,940 円 ④
	還付額 (④ - ①)		1,470 円
充当明細	令和 5 年 12 月分 金額 1,470 円に充当しました。		
備考 (残額)	12月分の水道料金は完納となりますので、お支払いの必要はございません。		

問い合わせ先 佐伯市上下水道部営業課
料金係 22-3119

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道料金
9月分

対象経費 (1,470 円) - (0) = 1,470 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (735 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	10-7
領収書その他の証拠書類の添付欄	

給与支払証明書

令和 5年 9月分

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	手当計	
■■■■■	14	85,500	4,000	0	4,000	89,500
控除						差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	控除計		
2,619	537	0	0	3,155		86,344
支給者	住所		大分県佐伯市向島1-5-34			
	氏名又は名称		大分県議会議員 成迫 健児			

(給与振込先)

■■■■■
■■■■■
振込氏名 ■■■■■

支給日	受領印
令和5年10月20日	●

05-10-20 200
05-10-20 200

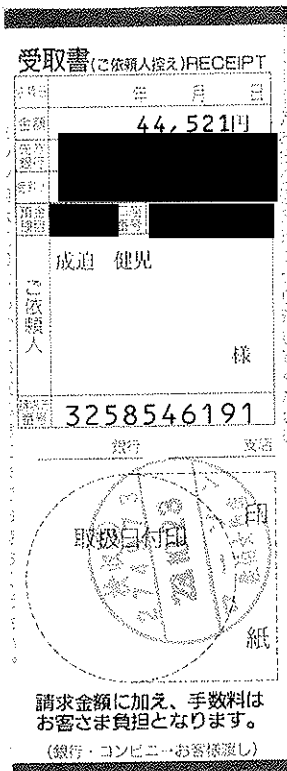
*86,344 ■■■■■
*165振込手数料

事業名、用途及び内容等	政務活動補助職員給料 9月分給与 (89,500円 給与 + 165円 振込手数料) 対象経費 (89,665円) - (0) = 89,665 円	
あん分による充当の場合	あん分の率 (0.50000) あん分による政務活動費の支出額 (44,832 円)	
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費の支出額 (■■■■■ 円)	

整理番号 10-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



2023.10.23

事業名、使途及び内容等

携帯電話料

9月分 携帯電話料金利用料

対象経費 (10,797 円) - (0) = 10,797 円

対象額 9816円 + 981円 (消費税)

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (5,398 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

10-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

成迫健児様

No. 00422047-4453-1106

2023年10月23日

[担当:]

¥220-

(うち、消費税等 20円)

但し、
売上引No.:1106

として上記正に領収いたしました

ダイソー トキハインダストリー佐伯店
070-7573-9423

<領収証明細田>

2023年10月23日(月)16:02

引No.:0001 貴

クラフト封筒(角形2号、 ¥200外
(100 × 2個)

小計 2点 ¥200

10%税抜対象額 ¥200

10%税額 ¥20

合計 ¥220

お預り合計 ¥220

お釣り ¥0

登録番号 T7240001022681



店:002273 引No.:1106

事業名、用途及び内容等

文具購入費

事務用品購入費 (クラフト封筒代)

対象経費 (220 円) - (0) = 220 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (110 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 10-10

領収書その他の証拠書類の添付欄

なりさこ健児事務所 様

しんぶん 赤旗
領収書

2023年10月分

930円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
「しんぶん赤旗」出張所
日本共産党 南部地区委員会
TEL 0972-23-0945
FAX 0972-23-2342

8%対象	861円(税抜)	消費税	69円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

扱者

10/23



事業名、用途及び内容等

定期購読料

10月分 (しんぶん赤旗)

対象経費 (930円) - (0) = 930円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額 (930円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (930円)

領収書等の添付様式

整理番号

11-1

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証		令和5年10月分
[Redacted]		
成迫 健児 様		*は軽減税率対象項目
品名	数量	単価
*大分合同新聞	1	3,500
		// 月 / 日領収
		合計金額
		3,500 円
[8%対象] 3,500 (消費税/259)		
<small>上記の金額に領収致しました。上記金額には消費税が含まれています。</small>		
登録番号: T3810366059750		
大分合同新聞 佐伯壱田プレスセンター		
加 藤 泰 広		
TEL 24-2630 佐伯市中山区1番通01号		

事業名、用途及び内容等

定期購読料

10月分 (大分合同新聞)

対象経費 (3,500 円) - (0) = 3,500 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額 (3,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 11-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

〒 876-0844
佐伯市向島1丁目5番34号

佐上水 第 528 号
令和 5 年 12 月 13 日

成迫健児 事務所 御中

佐伯市長 田中 利明



上下水道料金の充当について (通知)

平素より佐伯市水道事業にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、お客様にご利用いただいております上下水道料金につきまして、下記のとおり還付金が発生し、料金に充てさせていただきましたのでお知らせいたします。
何かご不明な点などございましたら、下記までご連絡ください。

記

お客様番号	00 - 029134 - 004		
給水先住所	佐伯市向島1丁目5番34号		
還付理由	重複納入等による還付		
上下水道料金	令和 5 年 12 月分	合計額	1,470 円 ①
納入履歴 (1)	入金日 令和 5 年 10 月 16 日		1,470 円 ②
1 納入履歴 (2)	入金日 令和 5 年 11 月 6 日		1,470 円 ③
	納入合計額 (② + ③)		2,940 円 ④
	還付額 (④ - ①)		1,470 円
充当明細	令和 5 年 12 月分 金額 1,470 円に充当しました。		
備考 (残額)	12月分の水道料金は完納となりますので、お支払いの必要はございません。		

問い合わせ先 佐伯市上下水道部営業課
料金係 22-3119

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道料金
12月分

対象経費 (1,470 円) - (0) = 1,470 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (735 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 11-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金ご入金実績

Web発行

2024年 3月26日発行

ご入金実績は以下のとおりです。

ナリサコ ケンジ様

(お客様番号 50-500-000-06-7257715-31)

2023年 9月分 (入金日 11月 6日)

領収金額	3,068円	(うち消費税等相当額 278円)
------	--------	------------------

領収金額には以下を含みます。

燃料費等調整額	-324円
再エネ賦課金	135円
書面発行手数料	220円

(ご使用期間) 8月22日～ 9月19日
(金融機関)

(ご使用量) 97kWh

<印刷してご利用されるお客様へ>

領収内容を証明するという点では、従来の領収証と代わりません。
なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって要件を満たさない場合もございますので、予めご確認いただきますようお願い致します。
※領収データを画面表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、印刷された文書には該当しません。

小売電気事業者登録番号A0275

九州電力株式会社

(所在地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-8-2)

事業名、使途及び内容等

事務所電気料

9月分

対象経費 (3,068 円) - (0) = 3,068 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

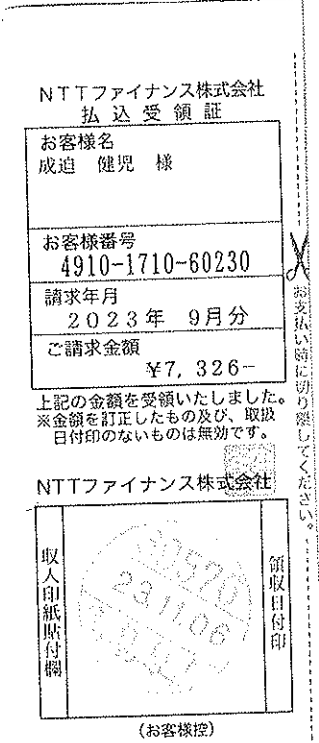
あん分による政務活動費の支出額 (1,534 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号	11-4
領収書その他の証拠書類の添付欄	



事業名、使途及び内容等	
事務所電話料 9月分	
対象経費	(7,326 円) - (0) = 7,326 円

あん分による充当の場合	
あん分の率	(0.50000)
あん分による政務活動費の支出額	(3,663 円)

一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費の支出額	(円)

整理番号

11-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

新製品が安い
KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2023年11月10日(金) 12時36分

(3141000131985)
会員番号 0530003194652

<明細>

1 ●インクカートリッジ ・ 持帰
エプソン
4988617161016 IC4CL74 10%
1点 ¥4,256
5%値引対象

1点/合計 ¥4,256
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥4,256
(内消費税額 ¥386)

[0533141-053024969-2310004331306]

領収証

2023年11月10日(金) 12時36分

成迫健児様

金額 ¥4,256

(内消費税等 ¥386)
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥4,256
(内消費税額 ¥386)

但し、お品代として
上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>
現金 ¥4,256
(内消費税等 ¥386)

現金お預かり ¥5,000
お釣り ¥744

登録番号:T3050001005560
株式会社九州ケーズデンキ

ケーズデンキ佐伯店
電話番号 0972-25-1538
販売担当者024969

店コード 2200005331415
売上伝票番号 2310004331306

事業名、用途及び内容等

文具購入費
事務用品購入費 (エプソンインクカートリッジ)
対象経費 (4,256 円) - (0) = 4,256 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)
あん分による政務活動費の支出額 (2,128 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号	11-6										
領収書その他の証拠書類の添付欄											
<div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 5-11-21 72004 XXXXXXXXXX 振込 50,000 料金 440 </div>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">事業名、使途及び内容等</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 事務所借上料 12月分 (事務所費50,000円・振込手数料440円) 対象経費 (50,440 円) - (0) = 50,440 円 </td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				事業名、使途及び内容等				事務所借上料 12月分 (事務所費50,000円・振込手数料440円) 対象経費 (50,440 円) - (0) = 50,440 円			
事業名、使途及び内容等											
事務所借上料 12月分 (事務所費50,000円・振込手数料440円) 対象経費 (50,440 円) - (0) = 50,440 円											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">あん分による充当の場合</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> あん分の率 (0.50000) あん分による政務活動費の支出額 (25,220 円) </td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				あん分による充当の場合				あん分の率 (0.50000) あん分による政務活動費の支出額 (25,220 円)			
あん分による充当の場合											
あん分の率 (0.50000) あん分による政務活動費の支出額 (25,220 円)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">一部のみ打切り充当した場合</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 政務活動費の支出額 () 円 </td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				一部のみ打切り充当した場合				政務活動費の支出額 () 円			
一部のみ打切り充当した場合											
政務活動費の支出額 () 円											

領収書等の添付様式

整理番号

11-7

領収書その他の証拠書類の添付欄

大分県佐伯市 佐伯市水道事業

水道料金及び下水道使用料納入通知書兼領収書

令和5年11月分 使用期間(10月2日~11月2日)
佐伯市向島1丁目5番34号

成迫健児 事務所 様
(股備住所) 向島1丁目5番34号

佐伯市水道事業 T6-8000-2000-1947
佐伯市下水道事業 T6-8000-2000-1965

お客様番号	00-029434-004	
検計日	令和5年11月2日	
使用水量	1 m ³	
水道料金	790 円	
使用料金 (消費税 10%)	71 円	
下水道料金	680 円	
使用料金 (消費税 10%)	61 円	
合計	1,470 円	

納期限 令和5年11月30日

佐伯市長 田中 利明 (印)

上記の金額を領収しました。

佐伯市水道事業 佐伯市水道事業課
佐伯市下水道事業 佐伯市下水道課

領収日付印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
お預金封筒は裏面に記載しております。
この領収書は、3年間保存してください。

領収日付印 23.11.21

収納代行 ONS& (納入者保管)

事業名、用途及び内容等

事務所上下水道料金

11月分

対象経費 (1,470 円) - (0) = 1,470 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(735 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

11-8

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払証明書

令和 5年 10月分

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	手当計	
■■■■■	16	96,750	4,000	0	4,000	100,750
控 除						差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	控除計		
3,600	605	0	0	4,205	96,545	
支給者	住所		大分県佐伯市向島 1-5-34			
	氏名又は名称		大分県議会議員 成迫 健児			

(給与振込先)

■■■■■
■■■■■
振込氏名 ■■■■■

支給日	受領印
令和5年11月21日	●

年月日	お支払金額	お預り金額
2023-11-21	96,545	■■■■■

事業名、使途及び内容等

政務活動補助職員給料
10月分給与

対象経費 (100,750 円) - (0) = 100,750 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (50,375 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

11-9

領収書その他の証拠書類の添付欄

請求先氏名	成迫 健児
請求先住所	[REDACTED]
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	3258546191

携帯電話番号/機種契約番号等 (2024年04月15日 現在)

[REDACTED]	[REDACTED]
------------	------------

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2023年10月	55,186	55,186	55,186	(2,067)	(0)	2023年11月21日

事業名、用途及び内容等

携帯電話料

10月分 携帯電話料金利用料

対象経費 (10,804 円) - (0) = 10,804 円

対象額 9822円 + 982 (消費税) = 10,804円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (5,402 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 11-10

領収書その他の証拠書類の添付欄

なりさこ健児事務所 様

しんぶん 赤旗
領収書

2023年11月分

930円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
「しんぶん赤旗」出張所
日本共産党 南部地区委員会
TEL 0972-23-0945
FAX 0972-23-2342

8%対象	861円(税抜)	消費税	69円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

領収年月日 11/29
扱者

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

事業名、使途及び内容等

定期購読料
11月分 (しんぶん赤旗)
対象経費 (930円) - (0) = 930円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)
あん分による政務活動費の支出額 (930円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 ()円

領収書等の添付様式

整理番号

11-11

領収書その他の証拠書類の添付欄

2023-11-30	4,000	
2023-11-30	330	利用手数料

事業名、用途及び内容等

事務所駐車場代
12月分 (駐車場代4,000円・振込手数料330円)

対象経費 (4,330 円) - (0) = 4,330 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (2,165 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 ()

領収書等の添付様式

整理番号

12-1

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 令和5年11月分

[REDACTED]

成迫 健児 様

*は軽減税率対象項目


品 名	部 数	金 額	12月 / 日領収
*大分合同新聞	1	3,500	
			合計金額
			3,500 円

[8%対象] 3,500 (消費税/259)

上記の金額に領収致しました。上記金額には消費税が含まれています。

登録番号: T3810366059750

大分合同新聞 佐伯堅田プレスセンター
加 藤 泰 広
TEL 24-2630 ①876-0032 佐伯市中山区1番通り11番



事業名、使途及び内容等

定期購読料

11月分 (大分合同新聞)

対象経費 (3,500 円) - (0) = 3,500 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額 (3,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 ([REDACTED] 円)

領収書等の添付様式

整理番号 12-2

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払の場合は領収書を発行していただくことができません。ATM以外のお支払の場合は切り取り取らないでください。

ご請求先氏名
成迫 健児 様

お客様番号
4910-1710-60230

2023年10月ご請求分

金額(円)
¥7,281-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 冊 印
23.12.04

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

事業名、用途及び内容等

事務所電話料
10月分

対象経費 (7,264 円) - (0) = 7,264 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(3,632 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

12-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金ご入金実績

Web発行

2024年 3月25日発行

ご入金実績は以下のとおりです。

ナリサコ ケンジ様

(お客様番号 50-500-000-06-7257715-31)

2023年10月分 (入金日 12月 7日)

領収金額	2,604円	(うち消費税等相当額 236円)
------	--------	------------------

領収金額には以下を含みます。

燃料費等調整額	-22円
再エネ賦課金	81円
書面発行手数料	220円

(ご使用期間) 9月20日~10月17日
(金融機関)

(ご使用量) 58kWh

<印刷してご利用されるお客様へ>

領収内容を証明するという点では、従来の領収証と代わりません。
なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって要件を満たさない場合もございますので、予めご確認いただきますようお願い致します。
※領収データを両面表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、印刷課税文書には該当しません。

小売電気事業者登録番号A0275
九州電力株式会社
(作成地: 福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

事業名、用途及び内容等

事務所電気料
10月分

対象経費 (2,604 円) - (0) = 2,604 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (1,302 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

12-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金ご入金実績

Web発行

2024年 3月25日発行

ご入金実績は以下のとおりです。

ナリサコ ケンジ様

(お客さま番号 50-500-000-06-7257715-31)

2023年11月分 (入金日 12月 8日)

領収金額

2,352円

(うち消費税等相当額 212円)

領収金額には以下を含みます。

燃料費等調整額	-29円
再エネ賦課金	63円
延滞利息金	11円
書面発行手数料	220円

(ご使用期間) 10月18日~11月16日

(ご使用量) 45kWh

(金滞機関)

<印刷してご利用されるお客さまへ>

領収内容を証明するという点では、従来の領収証と代わりません。
なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって要件を調たさない
場合もございますので、予めご確認いただきますようお願い致します。
※領収データを画面表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、
印刷された文書には該当しません。

小売電気事業者登録番号A0275

九州電力株式会社

(作成地: 福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

事業名、用途及び内容等

事務所電気料

11月分

対象経費 (2,352 円) - (0) = 2,352 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (1,176 円)

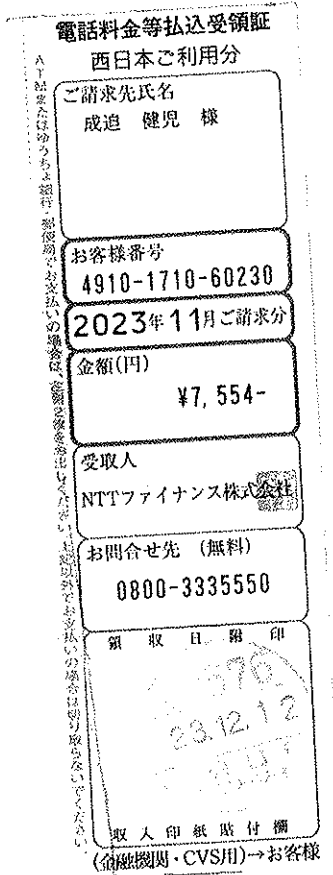
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 12-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

事務所電話料
11月分

対象経費 (7,554 円) - (0) = 7,554 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (3,777 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

12-6

領収書その他の証拠書類の添付欄



株式会社ヤマダデンキ
 本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>
 登録番号: T2070001036729
 テックランド大分佐伯店
 0972-22-7171
 御来店誠に有り難う御座います

令頁又書

No. 2097-403-112720 [現金売]

2023/12/12 16:02

レジ担当: 036941

販売担当: 036941

会員No:

2864416010 YCPA4H1 WH
 プリンター 1: 持帰 外10

¥445

会員値引対象(5%) -¥23

9006108017 カイン社 行キヨ ZZZ

デーカシュウイ 1: 持帰 外10

¥0

会員値引額計 -¥23

小計 ¥422

+消費税

税込計 ¥464

ポイント値引 OP

合計 ¥464

(内消費税 ¥42)

10%対象 ¥464

(内消費税 ¥42)

現金 ¥464

お預り ¥500

お釣り ¥36



B2097403112720B

商品の返品につきましては必ずこのレシートとお会計時のポイントカードをお持ち下さい。お持ちでない場合は返品が出来ません。

印紙税申告納付につき高崎税務署承認済

★出張修理受付ダイヤル★
 0570-666-533
 (9:00~21:00)

【お問合せレシート番号】
 2097-403-112720

事業名、使途及び内容等

文具購入費

事務用品購入費 (コピー用紙A4)

対象経費 (464 円) - (0) =

464 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (232 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

12-7

領収書その他の証拠書類の添付欄



株式会社ヤマダデンキ
 本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>
 登録番号：T2070001036729
 テックランド大分佐伯店
 0972-22-7171
 御来店誠に有り難う御座います

令買又

No. 2097-403-112719 [現金売]

2023/12/12 16:01

レシ担当:036941

販売担当:036941

会員No:

4790204013 TS8530RD SSS
 カノンインク 1:持帰 外10 ¥25,650

0967415015 シュウヘンキハシツク2000 ZZZ
 社シヨウ 1:持帰 外10 ¥0

2867130012 BCI330XLPGBK 331
 キヤノンインク 1:持帰 外10 ¥1,730

小計 ¥27,380

消費税 ¥30,118

税込計 ¥2,000

値引

市外値引

合計 ¥28,118

(内消費税 ¥2,556)

10%対象 ¥28,118

(内消費税 ¥2,556)

現金 ¥28,118

お預り ¥30,000

お釣り ¥1,882

お総括システム連携



お総括システム連携



B2097403112719B

商品の返品につきましては
 このレシートと
 このインボイス
 を必ずお持ち下さい。
 商品のお持ちでない
 返品が
 出来ません。

印紙税申告納
 付につき
 税務署承認済

★出張修理受付ダイヤル★

0570-666-533

(9:00~21:00)

【お問合せレシート番号】

2097-403-112719

事業名、使途及び内容等

文具購入費

事務用品購入費 (キヤノン複合機・キヤノンインク代)

対象経費 (28,118 円) - (0) =

28,118 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(14,059 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	12-8		
領収書その他の証拠書類の添付欄			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="margin: 0;">5-12-20 72004 XXXXXXXXXX 振込 50,000</p> <hr/> <p style="margin: 0; font-size: small;">料 金 440</p> </div>			
事業名、使途及び内容等			
事務所借上料 1月分 (事務所費50,000円・振込手数料440円) 対象経費 (50,440 円) - (0) = 50,440 円			
あん分による充当の場合			
あん分の率 (0.50000) あん分による政務活動費の支出額 (25,220 円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費の支出額 (円)			

領収書等の添付様式

整理番号

12-9

領収書その他の証拠書類の添付欄


給与支払証明書

令和 5年 11月分

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	手当計	
	14	81,900	4,000	0	4,000	85,900
控 除						差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	控除計		
2,508	515	0	0	3,023	82,877	
支給者	住所		大分県佐伯市向島1-5-34			
	氏名又は名称		大分県議会議員 成迫 健児			

(給与振込先)

振込氏名

支給日	受領印
令和5年12月21日	

年月日	お支払金額	お預り金額
2023-12-21	82,877	

事業名、用途及び内容等

政務活動補助職員給料

11月分給与

対象経費 (85,900 円) - (0) = 85,900 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(42,950 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 12-10

領収書その他の証拠書類の添付欄

2023-12-21	4,000	██████████
2023-12-21	330	コンビニ決済

事業名、使途及び内容等

事務所駐車場代
 1月分 (駐車場代4,000円・振込手数料330円)
 対象経費 (4,330 円) - (0) = 4,330 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)
 あん分による政務活動費の支出額(2,165 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (██████████ 円)

領収書等の添付様式

整理番号

12-11

領収書その他の証拠書類の添付欄

なりさこ健児事務所 様

しんぶん
領収書 赤旗

2023年12月分

930円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
「しんぶん赤旗」出張所
日本共産党 南部地区委員会
TEL 0972-23-0945
FAX 0972-23-2342

8%対象	861円(税抜)	消費税	69円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

領収年月日

扱者

12/22

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

事業名、使途及び内容等

定期購読料

12月分 (しんぶん赤旗)

対象経費 (930円) - (0) = 930円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額 (930円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (930円)

領収書等の添付様式

整理番号 12-12

領収書その他の証拠書類の添付欄

請求先氏名	成迫 健児
請求先住所	[REDACTED]
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	3258546191

携帯電話番号/機種契約番号等 (2024年04月15日 現在)

[REDACTED]

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
------	-----	-------	-----	--------	---------	-----

2023年11月	40,117	40,117	40,117	(2,063)	(0)	2023年12月28日
----------	--------	--------	--------	-----------	-------	-------------

事業名、使途及び内容等

携帯電話料

11月分 携帯電話料金利用料

対象経費 (10,897 円) - (0) = 10,897 円

対象額 $15,032 - 5,125 = 9,907 円$
 $9,907 円 + 990 円 (消費税) = 10,897 円$

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (5,448 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

1-1

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金ご入金実績

Web発行

2024年 3月25日発行

ご入金実績は以下のとおりです。

ナリサコ ケンジ様

(お客さま番号 50-500-000-06-7257715-31)

2023年12月分 (入金日 1月 4日)

領収金額	2,904円	(うち消費税等相当額 263円)
-------------	---------------	------------------

領収金額には以下を含みます。

燃 料 費 等 調 整 額	-67円
再 工 事 賦 課 金	105円
延 滞 利 息 金	11円
書 面 発 行 手 数 料	220円

(ご使用期間) 11月17日～12月18日
(金融機関)

(ご使用量) 75kWh

<印刷してご利用されるお客さまへ>

領収内容を証明するという点では、従来の領収証と代わりません。
なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって条件を満たさない場合もございますので、予めご確認いただきますようお願い致します。
※領収データを画面表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、印刷領収証文書には該当しません。

小売電気事業者登録番号A0275
九州電力株式会社
(所在地: 福岡市中央区渡辺通2丁目1-8-2)

事業名、用途及び内容等

事務所電気料
12月分

対象経費 (2,904 円) - (0) = 2,904 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(1,452 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

1-2

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

NO:0501430
2024年01月06日

成道健児様

¥874- (全額現金支払)
(入金分消費税等 79円を含む)

但し、お買上レシートNo.005-18893 品代

(封筒代として)

担 当

お買上店舗
ナフコ佐伯店
株式会社ナフコ
本社：福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10

登録番号:17290801002705
TEL:0972-25-1401

事業名、用途及び内容等

文具購入費

事務用品購入費 (クラフト封筒代)

対象経費 (874 円) - (0) =

874 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(437 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額

(円)

領収書等の添付様式

整理番号

1-3

領収書その他の証拠書類の添付欄

お買い上明細

ホームプラザナフコ 佐伯店
 2024年01月06日 14:02
 担:3130526/

21 高白色コピー用紙 A4 50
 21991516 単価 437
 2点 ¥874

合計 ¥874
 10%対象お買上額 ¥874
 (10%内消費税額 ¥79)



※今回加算ポイントは次回お買上時
 よりご利用いただけます

*マークは広告商品です

ご返品の際は領収証をあわせて、
 お持ち下さい。

事業名、使途及び内容等

文具購入費
 事務用品購入費 (コピー用紙A4)
 対象経費 (874 円) - (0) = 874 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)
 あん分による政務活動費の支出額 (437 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

1-4

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

令和5年12月分

成迫 健児 様

*は軽減税率対象項目

品 名	部 数	金 額	日 額
*大分合同新聞	1	3,500	1月7日
			合計金額
			3,500 円

[8%対象] 3,500 (消費税/259)

上記の金額正に領収致しました。上記金額には消費税が含まれています。

登録番号: T3810366059750

大分合同新聞 佐伯壱田プレスセンター
加藤 泰 広
TEL 24-2630 @876-0032 佐伯市中山区1番通り1班



事業名、使途及び内容等

定期購読料

12月分 (大分合同新聞)

対象経費 (3,500 円) - (0) = 3,500 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額(3,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

1-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄


給与支払証明書

令和 5年 12月分

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	手当計	
	15	94,500	4,000	0	4,000	98,500
控 除						振り支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	控除計		
3,300	591	0	0	3,891	94,609	
支給者	住所		大分県佐伯市向島 1 - 5 - 3 4			
	氏名又は名称		大分県議会議員 成迫 健児			

(給与振込先)

振込氏名

支払日	実印
令和6年1月19日	

年月日	お支払金額	お預り金額
2024-01-19	94,609	

事業名、使途及び内容等

政務活動補助職員給料

12月分給与

対象経費 (98,500 円) - (0) = 98,500 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (49,250 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 1-6

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用明細票

お取扱目	店番	お取引内容
06-01-1972004		通帳送金
記号		番号

取扱番号	お取引金額	
N185	*50,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 06-01-19		
ナリサコ ケンシ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

事業名、使途及び内容等

事務所借上料

2月分 (事務所費50,000円・振込手数料440円)

対象経費 (50,440 円) - (0) =

50,440 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (25,220 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額

() 円

整理番号

1-7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

新製品が安い
KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2024年 1月22日(月)

10時19分

(3141000131985)

会員番号 0530003194652

-<明細>-

1 ●インクカートリッジ
エプソン
4988617160965 ICBK74
5%値引対象
1点
持帰
10%
¥1,463

1点/合計 ¥1,463
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥1,463
(内消費税額 ¥133)

[0533141-053008594-2310004402273]

領収証

2024年 1月22日(月)

10時19分

成迫健児様

金額 ¥1,463

(内消費税等 ¥133)
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥1,463
(内消費税額 ¥133)

但し、お品代として

上記金額正に領収致しました。

-<決済内訳>-

現金 ¥1,463
(内消費税等 ¥133)

現金お預かり ¥2,000
お釣り ¥537

登録番号:T3050001005560
株式会社九州ケーズデンキ

ケーズデンキ佐伯店
電話番号 0972-25-1538
販売担当者008594

店コード 2200005331415
売上伝票番号 2310004402273

事業名、用途及び内容等

文具購入費
事務用品購入費 (EPSONインク代)
対象経費 (1,463 円) - (0) = 1,463 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)
あん分による政務活動費の支出額 (731 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 ()

領収書等の添付様式

整理番号

1-81

領収書その他の証拠書類の添付欄

なりさこ健児事務所 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024年 1月分

930円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
「しんぶん赤旗」出張所
日本共産党 南部地区委員会
TEL 0972-23-0945
FAX 0972-23-2342

8%対象	861円(税抜)	消費税	69円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

領収年月日

扱者

1/20

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

事業名、使途及び内容等

定期購読料

1月分 (しんぶん赤旗)

対象経費 (930円) - (0) = 930円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額 (930円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 ()円

領収書等の添付様式

整理番号 1-9

領収書その他の証拠書類の添付欄

大分県佐伯市 水道事業 佐伯市水道事業 佐伯市水道事業

水道料金及び下水道使用料納入通知書兼領収書
 令和6年1月分 使用期間(12月3日～1月3日)
 佐伯市向島1丁目5番34号

成道健児 事務所 様
 (設備住所) 佐伯市向島1丁目5番34号

佐伯市水道事業	T8-8000-2000-1947
佐伯市下水道事業	T6-8000-2000-1985
お客様番号	00-029434-004
検針日	令和6年1月3日
使用水量	0 m ³
水道使用料金	760 円
(消費税 10%)	69 円
下水道使用料金	680 円
(消費税 10%)	61 円
合計	1,440 円

納期限 令和6年1月31日

佐伯市長 田中 利晴 (印)

上記の金額を領収しました。
 佐伯市水道事業 出納担当 成道健児
 佐伯市下水道事業 出納担当 成道健児

・納付日付印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
 ・お問合せ窓口は裏面に記載しております。
 ・この領収書は、5年間保存してください。

収納代行 CNS 株式会社 (納入者保管)

額収日付印
 枚数 ④
 195179
 24.1.29
 ローソン佐伯
 向島一丁目
 収入印紙不要

事業名、用途及び内容等

事務所上下水道料金

1月分

対象経費 (1,440 円) - (0) = 1,440 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (720 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号 1-10

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用明細票

お取扱目	店番	お取引内容
06-01-31	72298	通帳送金
記号	番号	
*****	[REDACTED]	
取扱番号	お取引金額	
N239	*4,000	
42JP	残高 [REDACTED]	
[REDACTED]		
送金料金 *220円		
振込予定日 06-01-31		
ナリサコ ケンジ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

事業名、使途及び内容等

事務所駐車場代
2月分 (駐車場代4,000円・振込手数料220円)

対象経費 (4,220 円) - (0) = 4,220 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

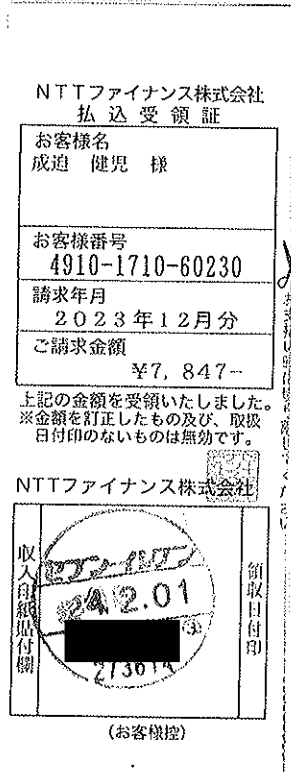
あん分による政務活動費の支出額 (2,110 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 ([REDACTED] 円)

領収書等の添付様式

整理番号	2-1
領収書その他の証拠書類の添付欄	



事業名、使途及び内容等	
事務所電話料 12月分 対象経費	(7,814 円) - (0) = 7,814 円
あん分による充当の場合	
あん分の率	(0.50000)
あん分による政務活動費の支出額	(3,907 円)
一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費の支出額	(円)

領収書等の添付様式

整理番号 2-2

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 令和6年1月分

[Redacted]

成迫 健児 様

*は軽減税率対象項目

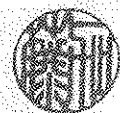
品 名	部 数	金 額	2 月 / 日領収
*大分合同新聞	1	3,500	合計金額
			3,500

[8%対象] 3,500 (消費税/259)

上記の金額正に領収致しました。上記金額には消費税が含まれています。

登録番号: T3810366059750

大分合同新聞 佐伯堅田プレスセンター
加藤 泰広
TEL 24-2630 佐伯市中山区1番通り1班



事業名、用途及び内容等

定期購読料

1月分 (大分合同新聞)

対象経費 (3,500 円) - (0) = 3,500 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額 (3,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号

2-3

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金領収証

お振込人 ナリサコ ケンジ 様

お客さま番号 50-500-000-06-7257715-31

払込金額 2024 年 1 月分		3,417 円
<small>(この金額は税込額)</small>		310 円
基本料金		1,264円96銭
電 最初の 120 kWh		1,882円84銭
力 121 kWh ~ 300 kWh		0円00銭
量 301 kWh ~		0円00銭
燃料費等調整額		-94円76銭
料 料		
金 再工不賦課金		144円00銭
金 書面発行手数料		220円00銭

注記

ご使用量 103 kWh


ご使用期間 12月19日 ~ 1月21日

お支払期日 2024 年 2 月 21 日

九州電力株式会社

電話 0120-761-381

(金融機関・CVS取扱店→お振込人)



ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合はお出しください。

本領収証に印がないうちの集計をおこなうことにはなりません。

事業名、用途及び内容等

事務所電気料
1月分

対象経費 (3,417 円) - (0) = 3,417 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (1,708 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

2-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
成迫 健児 様

お客様番号
4910-1710-60230

2024年 1月ご請求分

金額(円)
¥7,290-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
24.2.01

取 入 印 紙 貼 付 欄
(金融機関・CVS用)→お客様

事業名、用途及び内容等

事務所電話料
1月分

対象経費 (7,290 円) - (0) = 7,290 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (3,645 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	2 - 5
領収書その他の証拠書類の添付欄	

請求先氏名	成迫 健児
請求先住所	[REDACTED]
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	3258546191

携帯電話番号/機種契約番号等 (2024年04月15日 現在)

[REDACTED]

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2023年12月	59,644	59,644	59,644	(3,380)	(0)	2024年02月05日

事業名、使途及び内容等

携帯電話料

12月分 携帯電話料金利用料

対象経費 (17,465 円) - (0) = 17,465 円

対象額 15,878円 + 1,587円 = 17,465円
(消費税)

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (8,732 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 ([REDACTED] 円)

整理番号	2-6	領収書等の添付様式
------	-----	-----------

領収書その他の証拠書類の添付欄

2024年02月20日
 一連No. 006368
 領収No. 000001

領 収 書

成 迫 健 児 様

¥2,552-

外税対象 10.0% ¥2,320-
 外税 ¥232-

(但し「封筒代」として、正に領収致しました)
 印刷面を内側に折って保管願います 印

A4コピー用紙
 インク
 封筒代

有限会社

石松堂 印

大分県佐伯市中の島2丁目1-3
 TEL.(0972)23-2277
 登録番号:T4320002016363

事業名、使途及び内容等

文具購入費
 事務用品購入費 (コピー用紙A4・インク・封筒代)
 対象経費 (2,552 円) - (0) = 2,552 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)
 あん分による政務活動費の支出額(1,276 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 () 円

整理番号

2-7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払証明書

令和 6年 1月分

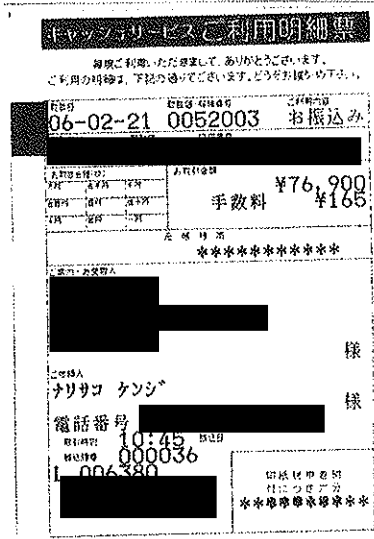
項目	回数	金額	控除	控除	控除	合計
給与	12	72,900	4,000	0	4,000	76,900
社会保険料						
健康保険料						
厚生年金保険料						
国民健康保険料						
合計	2,233	461	0	0	2,694	74,206

大分県佐伯市向島1-5-34
大分県議会議員 成道 健児

(給与振込先)

振込氏名

令和6年2月21日



事業名、用途及び内容等

政務活動補助職員給料

1月分給与 (給与76,900円・振込手数料165円)

対象経費 (77,065 円) - (0) = 77,065 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (38,532 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	2- 8										
領収書その他の証拠書類の添付欄											
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">6-02-21</td> <td style="width: 30%;">72004</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">振込</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">50,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">料 金</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">440</td> </tr> </table> </div>				6-02-21	72004	振込	50,000	料 金			440
6-02-21	72004	振込	50,000								
料 金			440								
事業名、使途及び内容等											
事務所借上料 3月分 (事務所費50,000円・振込手数料440円) 対象経費 (50,440 円) - (0) = 50,440 円											
あん分による充当の場合											
あん分の率 (0.50000) あん分による政務活動費の支出額 (25,220 円)											
一部のみ打切り充当した場合											
政務活動費の支出額 (円)											

領収書等の添付様式

整理番号

2-9

領収書その他の証拠書類の添付欄

年月日	お支払金額	お預り金額
2024-02-21	4,000	██████████
2024-02-21	330	カネアサヒ

事業名、使途及び内容等

事務所駐車場代
3月分 (駐車場代4,000円・振込手数料330円)

対象経費 (4,330 円) - (0) = 4,330 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (2,165 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (██████████ 円)

領収書等の添付様式

整理番号 2-10

領収書その他の証拠書類の添付欄

なりさこ健児事務所 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024年 2月分

930円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
「しんぶん赤旗」出張所
日本共産党 南部地区委員会
TEL 0972-23-0945
FAX 0972-23-2342

8%対象	861円(税抜)	消費税	69円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

2/26

扱者



事業名、用途及び内容等

定期購読料

2月分 (しんぶん赤旗)

対象経費 (930円) - (0) = 930円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額 (930円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 ()

領収書等の添付様式

整理番号 3-1

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 令和6年2月分

[Redacted]

成迫 健児 様

*は軽減税率対象項目


品 名	部 数	金 額	3月1日領収
*大分合同新聞	1	4,000	
			合計金額
			4,000 円

[8%対象] 4,000 (消費税/296)

上記の金額正に領収致しました。上記金額には消費税が含まれています。

登録番号: T3810366059750

大分合同新聞 佐伯堅田プレスセンター
加藤 泰 広
TEL 24-2630 佐伯市中山区1番通り1番



事業名、用途及び内容等

定期購読料

2月分 (大分合同新聞)

対象経費 (4,000 円) - (0) = 4,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額 (4,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 3-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
成迫 健児 様

お客様番号
4910-1710-60230

2024年 2月ご請求分

金額(円)
¥7,305-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

譲 取 日 附 印
24.3.-5
4/10/24

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

事業名、使途及び内容等

事務所電話料
2月分

対象経費 (7,291 円) - (0) = 7,291 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(3,645 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

3-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金領収証

お振込人 ナリサコ ケンジ 様

お客さま番号 50-500-000-06-7257715-31

お支払金額 2024年2月分 3,383 円
(この領収証相当額) 307 円

基本料金	1,264円96銭
最初の120 kWh 電 121 kWh ~ 300 kWh 力 301 kWh ~ 量 燃料費等調整額	1,846円28銭 0円00銭 0円00銭 -88円88銭
料 金 再工本賦課金 書面発行手数料	141円00銭 220円00銭

お支払期日 2024年3月21日

ご使用量 101 kWh
 ご使用期間 1月22日 ~ 2月18日

九州電力株式会社
 電話 0120-761-381
 (金融機関・CVS取扱店→お振込人)

印 24318

事業名、用途及び内容等

事務所電気料
2月分

対象経費 (3,383 円) - (0) = 3,383 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (1,691 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

3-4

領収書その他の証拠書類の添付欄

請求先氏名	成迫 健児
請求先住所	[REDACTED]
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	3258546191

携帯電話番号/機種契約番号等 (2024年04月15日 現在)

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2024年01月	37,867	37,867	37,867	(2,105)	(0)	2024年03月16日

事業名、用途及び内容等

携帯電話料

1月分 携帯電話料金利用料

対象経費 (10,794 円) - (0) = 10,794 円

対象額 $15,838 \text{ 円} - 6,025 \text{ 円} = 9,813 \text{ 円}$
 $9,813 \text{ 円} + 981 \text{ 円 (消費税)} = 10,794 \text{ 円}$

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (5,397 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

3-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



株式会社ヤマダデンキ
 本部 静岡県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>
 登録番号: T2070001036729
 テックランド大分佐伯店
 0972-22-7171
 (御来店誠に有り難うございます)

領収書番号
 No. 2097-402-113942 [現金売]

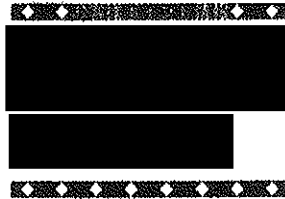
2024/03/20 18:28
 レジ番号: 883835
 販売担当: 883835
 会員No: [REDACTED]

2867124011 BC1330PQBK	331
メモ用紙 1: 持帰 外10	
会員値引対象(5%)	¥1,364
2867128019 BC1331BK	331
メモ用紙 1: 持帰 外10	
会員値引対象(5%)	¥1,255
2864416010 YCPA4H1	449
ボールペン 1: 持帰 外10	
9006108017 カインビ 特特特	229
テープ 1: 持帰 外10	
	¥0

会員値引額計	-¥132
小計	¥2,936
消費税	
税込計	¥3,229
消費税引	0
合計	¥3,229
(内消費税)	¥293

10%対象	¥3,229
(内消費税)	¥293

現金	¥3,229
お預り	¥10,230
お釣り	¥7,001



820974021139428

事業名、使途及び内容等

文具購入費
 事務用品購入費 (コピー用紙A4・インク代)
 対象経費 (3,229 円) - (0) = 3,229 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)
 あん分による政務活動費の支出額 (1,614 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 ([REDACTED] 円)

整理番号 3-6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払証明書

令和 5年 2月分

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	手当計	
■■■■■	15	94,500	4,000	0	4,000	98,500
控 除						差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	控除計		
3,300	591	0	0	3,891	94,609	
支給者	住所		大分県佐伯市向島1-5-34			
	氏名又は名称		大分県議会議員 成迫 健児			

(給与振込先)

■■■■■
■■■■■
振込氏名 ■■■■■

支給日	受領印
令和6年3月21日	●

年月日	お支払金額	お預り金額
2024-03-21	94,609	■■■■■

事業名、用途及び内容等

政務活動補助職員給料
2月分給与

対象経費 (98,500 円) - (0) = 98,500 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(49,250 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

3-7

領収書その他の証拠書類の添付欄

大分県佐伯市 収入簿等 佐伯市水道事業 (公)

水道料金及び下水道使用料簡便伏兼領収書
令和6年2月分 使用期間(1月30日~2月2日)
佐伯市向島1丁目5番34号

成道徳児 事務所 様
(設備住所)佐伯市向島1丁目5番34号

佐伯市水道事業	TS-8000-2000-1947
佐伯市下水道事業	TS-8000-2000-1966
お客様番号	00-029434-004
検計日	令和6年2月2日
使用水量	1m ³
水道使用料金	790円 (消費税10% 71円)
下水道使用料金	680円 (消費税10% 61円)
合計	1,470円
納期限	令和6年4月1日

佐伯市長 田中 利明 (印)

上記の金額を領収しました。
佐伯市水道事業 収入簿等 佐伯市水道事業
佐伯市下水道事業 収入簿等 佐伯市下水道事業

領収日付印
24.3.24 印紙不要

収納代行 ONS (納入者保管)

事業名、用途及び内容等

事務所上下水道料金

2月分

対象経費 (1,470 円) - (0) = 1,470 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(735 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 3-8

領収書その他の証拠書類の添付欄

大分県佐伯市 日通番号 [] 法人番号 [] 佐伯市水道事業

水道料金及び下水道使用料納入通知書兼領収書
令和6年3月分 使用期間(2月2日~3月2日)
佐伯市向島1丁目5番34号

成道館児 事務所 様
(設備住所) 佐伯市向島1丁目5番34号

佐伯市水道事業	T8-8000-2000-1947
佐伯市下水道事業	T8-8000-2000-1965
お客様番号	00-029434-004
検針日	令和6年3月2日
使用水量	1 m
水道料金	790 円
使用料金 (消費税 10%)	71 円
下水道料金	680 円
使用料金 (消費税 10%)	61 円
合計	1,470 円
納期限	令和6年4月1日

佐伯市長 田中 利晴 (印)

上記の金額を領収しました。
佐伯市水道事業 佐伯市水道事業課
佐伯市下水道事業 佐伯市下水道課

領収日付印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
お問合せ窓口は業務に専念しております。
この領収書は、5年間保存してください。

24.3.24 収入印紙不要 (納入者保管)

収納代行 CNS様

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道料金
3月分

対象経費 (1,470 円) - (0) = 1,470 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(735 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 () 円

整理番号	3-9
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金ご入金実績

Web発行

2024年 5月 1日発行

ご入金実績は以下のとおりです。

ナリサコ ケンジ様

(お客さま番号 50-500-000-06-7257715-31)

2024年 3月分 (入金日 3月26日)

領収金額	3,124円	(うち消費税等相当額 284円)
------	--------	------------------

領収金額には以下を含みます。

燃料費等調整額	-72円
再エネ賦課金	121円
書面発行手数料	220円

(ご使用期間) 2月19日～ 3月17日
(金融機関)

(ご使用量) 87kWh

<印刷してご利用されるお客さまへ>

領収内容を証明するという点では、従来の領収証と代わりません。
 なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって要件を問わない
 場合もございますので、予めご確認いただきますようお願い致します。
 ※領収データを印刷表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、
 印刷履歴文書には該当しません。

小売電気事業者登録番号A0276

九州電力株式会社

(作成地: 福岡市中央区渡辺通2丁目1-9-2)

事業名、用途及び内容等

事務所電気料

3月分

対象経費 (3,124 円) - (0) = 3,124 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(1,562 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 3-10

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

No. _____

成道 健児 様

令和6年3月28日

★ 100,000.-

但一幸館1階左側4月賃料として

上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)

大分県佐伯市白坪24番23号
 有限会社 東 晶 堂
 代表取締役 幸木由美男

コクヨ・ウケ-78

事業名、使途及び内容等

事務所借上料
 4月分

対象経費 (100,000 円) - (0) = 100,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (50,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

貸借契約書

(物件名称)

一幸館 1階左側

(貸主)

(有)東晶堂 代表取締役 幸木 由美男 御中

(借主)

成迫 健児 様

事業用建物賃貸借契約書

貸主 (株)東晶堂 代表取締役 幸木 由美男 (以下「甲」という)と借主 成迫 健児

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 [REDACTED] (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	一幸館		1 階	1 階左側	
	所在地	(登記簿) 佐伯市中村東町 1 4 3 7 番地				
		(住居表示) 佐伯市中村東町 5 番 1 4 号				
	種類	事務所	家屋番号	1437		
	構造	鉄骨造			/	2 階建
	面積	専有	55.20 m ² (約 16.69 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)	
バルコニー		m ² (約 坪)				
物件の所有者	(住所)	[REDACTED]				
	(氏名)	[REDACTED]				
頭書(2) 賃貸借条件	使用目的	事務所				
	賃料	月額	100,000 円(うち消費税 0 円)	敷金	(賃料の 1 ヶ月分)	100,000 円
		管理費	月額 0 円(うち消費税 0 円)		(金額)	
	共益費	月額	0 円(うち消費税 0 円)	礼金	(賃料の 1 ヶ月分)	100,000 円
		駐車料	月額 0 円(うち消費税 0 円)		(総額)	0 円
	付属施設料	月額	0 円(うち消費税 0 円)	権利金	(うち消費税)	0 円
		雑費	月額 0 円(うち消費税 0 円)		(総額)	0 円
	保険料	総額	0 円(うち消費税 0 円)	更新料	(うち消費税)	0 円
		保証料	0 円		(総額)	0 円
	保証金	総額	0 円(3.3m ² 当たり 0 円)	更新手数料	(うち消費税)	0 円
		敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後			
	保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		
		・その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)				
	契約期間	2024年04月01日 から 2026年03月31日迄の 2年 0ヵ月 0日間				
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 1 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)				
	振込先	[REDACTED]			振込金額合計 (振込料は乙の負担とする)	
	口座名義人	有限会社 東晶堂 代表取締役 幸木 由美男			100,000 円	
	口座引落	委託会社名				
翌月分を毎月 末 日迄に前払(翌月前払)。 振込手数料は借主負担						

頭書(3) その他	付 属 施 設					
	貸 与 す 覧 鍵 一	No.		No.		No.
		No.		No.		No.
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日				ポストボックス		

頭書(4) 特約事項	<p>・犬猫鶏等の動物ペットの飼育禁止。(一時預りも不可) ・本物件内の設備に対する修理費用は借主の負担とする。 ・明渡しの際に入居者が破損及び極端に汚損した場合は修復費用の実費をいただきます。 ・明渡しの際には入居時と同程度の室内環境に清掃するものとする。 ・駐車場は隣接地4台分無料。 ・建物北側外壁に看板設置を行う際には、事前に看板作成案を貸主に提示し許可を得ることとする。</p>
---------------	--

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

2016年4月3日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
住 所	〒 876-0849 佐伯市臼坪24-23	〒 [REDACTED]
電 話 番 号	0972-24-0821	[REDACTED]
氏 名	(有)東晶堂 代表取締役 幸木 由美男	成道 健児

乙の連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	印	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)
保証機関			

(緊急時の連絡先)	〒 (住所) (氏名)	(電話番号)	(乙との関係)
-----------	----------------	--------	---------

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免許番号	大分県知事(12)第1385号	免許番号	
主たる事務所	大分県佐伯市中の島2丁目1番6号	主たる事務所	
商 号	有限会社マルハナ不動産	商 号	
代表者	代表取締役 児玉 晃	代表者	

宅 地 建 物 取 引 士		宅 地 建 物 取 引 士	
登録番号	(大分) 第 [REDACTED] 号	登録番号	
氏 名	[REDACTED]	氏 名	
事務所名	有限会社マルハナ不動産	事務所名	
所 在 地	大分県佐伯市中の島2丁目1番6号	所 在 地	
電 話	0972-23-5566	電 話	

事業用建物賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（2）の使用目的欄記載の用に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、以下のとおり締結した。

(契約期間及び更新料)

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載のとおりとする。

- 2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。尚、契約条件に変更がない場合は自動更新とする。
- 3 本契約が更新される場合には、乙は、甲に対し、頭書（2）に記載する更新料を支払わなければならない。

(賃料)

第3条 乙は、頭書（2）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
 - 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。
- 3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を実日数に応じて日割り計算した額とする。

(管理費・共益費等)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、管理費、共益費等を頭書（2）の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により管理費、共益費等が不相当となったときは、協議の上、管理費、共益費を改定することができる。
- 3 1ヵ月に満たない期間の管理費、共益費等は、1ヵ月を実日数に応じて日割り計算した額とする。
- 4 乙は、本契約と同時に火災等保険に加入するものとする。

(消費税)

第5条 乙は、法令の定めるところに従い、賃料、管理・共益費等について消費税を支払わなければならない。尚、賃料に消費税は含まれておりませんので、消費税の申告、納付手続きが必要な場合は乙が行うものとする。

- 2 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後の賃料、管理・共益費等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことをあらかじめ承認する。

(負担の帰属)

第6条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金・保証金)

第7条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（2）に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。但し、敷金・保証金には利息はつけない。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。
- 3 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、管理費、共益費等その他の債務と相殺をすることができない。
- 4 賃料が増額された場合、乙は、敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新賃料額を基準にした、頭書（2）の敷金欄に記載する月数分相当額と旧賃料額による同月数相当額の差額とする。
- 5 保証金の償却方法並びに償却率については、頭書（2）に記載のとおりとする。保証金が償却された場合には、償却時から10日以内に償却分を補填しなければならない。
- 6 甲は、本物件の明渡しがあったときは、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の差引いたその残額を、頭書（2）に記載する時期に、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 7 前項の規定により乙の債務額を差引くときは、甲は、敷金・保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(礼金・権利金)

第8条 乙は、本契約締結と同時に、頭書（2）に記載する礼金・権利金を甲に支払うものとする。但し、乙は、本契約締結後は、甲に対し、頭書（2）に記載する礼金・権利金の返還を求めることは出来ない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第9条 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(禁止又は制限される行為)

第10条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は敷金又は保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

4 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸すること。

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。

5 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第11条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な頭書(3)に記載する鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(修繕費の負担部分)

第12条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

(内装造作諸設備工事)

第13条 本契約後乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は、付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ乙は甲の承諾を得なければならない。この工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

2 乙が甲の承諾を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約の終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。

3 乙が甲の承認を得ずして、第1項の掲示や原状変更の行為をなした場合にはこの為が生じた障害の損害賠償は勿論、直ちに原状回復の義務を負う。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合において、本契約を解除することができる。ただし、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないことを要する。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を頭書（2）記載の使用目的以外の用に供したとき。
 - 二 第10条（第4項の第四号から第七号を除く。）のいずれかの規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 銀行取引停止処分を受け、又は破産手続き、民事再生手続き、特別清算手続き、会社更生手続きの申立があったとき、あるいは著しい信用不安を生じたとき。
 - 五 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

3 甲又は乙の一方について、次の各号の一に該当した場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第9条の確約に反する事実が判明したとき。
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

4 甲は、乙が第10条第4項第四号から第七号に掲げる行為を行った場合には、何ら催告も要せずして、本契約を解除することができる。

（乙からの解約）

第15条 乙は、甲に対して解約の申入れをした場合には、頭書（2）記載のとおり本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、頭書（2）に掲げる解約の申入れの日から解約の効力の発生する日までの賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

（一部滅失等による賃料の減額等）

第16条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は賃料減額の程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

（契約の終了）

第17条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

（明渡し及び明渡し時の修繕）

第18条 乙は、本物件の明渡しをするときには、明渡し日とその30日前までに甲に通知し、立会日を協議しなければならない。

2 乙は、第14条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた頭書（3）に記載する鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所（通常の使用及び収益によって生じた本物件の損耗並びに本物件の経年変化を除く。）を全て修復して、本物件の引渡し当初の原状に復せしめなければならない。ただし、乙の責めに帰すことができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

（立入り）

第19条 甲又は甲の指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲又は甲の指定する者の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び本物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

（甲の通知義務）

第20条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 本物件の管理業者の変更。

（乙の通知義務）

第21条 乙又は丙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 長期に休業するとき。
- 二 丙の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 三 丙の死亡又は解散。

(損害賠償等)

第22条 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

- 2 乙又はその同居人・関係者の故意又は過失により、本物件又は本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他の損害を生じさせたときは、乙は、遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
- 3 乙と他の居住者その他の第三者との間で生じた損害賠償問題等については、理由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、甲は、これに関与しないものとする。
- 4 甲は、その責によらない火災、盗難等乙の損害若しくは本物件の居住を不可能にするような非常事態の発生による乙の損害については、責任を負わない。

(延滞損害金)

第23条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(立退料等の請求禁止)

第24条 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は甲に対して移転料・立退料・損害賠償その他何等の名目の如何を問わず、一切の請求をしないものとする。

(連帯保証人)

第25条 丙は、乙と連帯して、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。

- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3 丙は、本契約書に実印を押捺するとともに、丙の引受を証する実印を確認するため、印鑑証明書を添付しなければならない。
- 4 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。
 - 一 甲が丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る。
 - 二 丙が、破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 三 乙又は丙が、死亡したとき。
- 5 前項に規定する場合、又は丙が、連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合は、第21条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
- 6 前項の場合において、新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第1項に定める義務を負うものとする。
- 7 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(免責)

第26条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第27条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第28条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(公正証書の作成)

第29条 乙及び丙は、甲の請求がある場合には、本契約及びこの約款と同趣旨の内容の強制執行許諾文言付公正証書を作成することに同意する。

(更新に関する事項及び特約事項)

第30条 更新に関する事項及び特約事項については、頭書(4)に記載するとおりとする。

【特殊詐欺等の根絶に関する賃貸借契約特約条項】

第1条 借主（乙）は、貸主（甲）に対し、本物件を特殊詐欺等（大分県特殊詐欺等被害防止条例第2条に規定する特殊詐欺等をいう。）の用に供するものではないことを誓約し、かつ将来にわたっても特殊詐欺等の用に供しないことを確約する。

第2条 乙は、本物件を特殊詐欺等の用に供してはならない。

第3条 甲は、本物件が特殊詐欺等の用に供されていることが判明した場合、乙に催告することなく、本契約を解除することができる。

2 甲が前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

整理番号	3-11	領収書等の添付様式																					
領収書その他の証拠書類の添付欄		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">だんぜん ダイソー</p> <h2 style="text-align: center;">DAISO</h2> <p style="text-align: center;">ザ・100YEN PLAZAダイソー ー&アオヤマ佐伯店 TEL:0972-20-5467</p> <p style="text-align: center;"><金額 収 票正> 2024年03月30日(土)11:24 レジNo.:0001 賣:レジ:593</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <ul style="list-style-type: none"> ● コピー用紙 (A4、100 ¥200外 (@100 × 2個) <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <ul style="list-style-type: none"> ● 目玉クリップ シルバー ¥100外 ● カラープラクリップ Sサ ¥100外 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">15点</td> <td style="text-align: right;">¥1,404</td> </tr> <tr> <td>10%税抜対象額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥1,404</td> </tr> <tr> <td>10%税額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥140</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥1,544</td> </tr> <tr> <td>お預り合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥5,050</td> </tr> <tr> <td>お釣り</td> <td></td> <td style="text-align: right;">¥3,506</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> <td style="text-align: right;">T4240001033120</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">いつもご利用ありがとうございます 返品・交換は、1週間以内に レシートと商品をご持参下さい。 なお食品、印鑑、開封済・使用済 商品をご遠慮下さい。</p> <p style="font-size: x-small;">店:006249 レシートNo.:1722</p> </div>	小計	15点	¥1,404	10%税抜対象額		¥1,404	10%税額		¥140	合計		¥1,544	お預り合計		¥5,050	お釣り		¥3,506	登録番号		T4240001033120
小計	15点	¥1,404																					
10%税抜対象額		¥1,404																					
10%税額		¥140																					
合計		¥1,544																					
お預り合計		¥5,050																					
お釣り		¥3,506																					
登録番号		T4240001033120																					
事業名、使途及び内容等																							
<p>文具購入費 事務用品購入費 (コピー用紙A4・カラークリップ代)</p> <p>対象経費 (440 円) - (0) = 440 円</p> <p style="text-align: center;">(文具代 400円 + 消費税 40円)</p>																							
あん分による充当の場合																							
<p>あん分の率 (0.50000)</p> <p>あん分による政務活動費の支出額 (220 円)</p>																							
一部のみ打切り充当した場合																							
<p>政務活動費の支出額 () 円</p>																							

領収書等の添付様式

整理番号

3-12

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

令和6年3月分

成迫 健児 様

*は軽減税率対象項目

品名	単	部数	金額	日領収
*大分合同新聞	部	1	4,000	3月31日
				合計金額
				4,000 円

[8%対象] 4,000 (消費税/296)

上記の金額に領収致しました。上記金額には消費税が含まれています。

登録番号:T3810366059750

大分合同新聞 佐伯堅田プレスセンター

加藤 泰広

TEL 24-2630 佐伯市中山区1番通り1番



事業名、使途及び内容等

定期購読料

3月分 (大分合同新聞)

対象経費 (4,000 円) - (0) = 4,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額 (4,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 () 円

整理番号 3-13

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

▲ ATM でお預けし、お振替の領収書は、お振替の領収書と併せて提出してください。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
成迫 健児 様

お客様番号
4910-1710-60230

2024年 3月ご請求分

金額(円)
¥9,671-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
2024.03.31

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

事業名、用途及び内容等

事務所電話料
3月分

対象経費 (7,306 円) - (0) = 7,306 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(3,653 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 () 円